

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

父親が、社会保険事務所に勤めていた人から、子供も20歳以上であれば国民年金に加入しなければならないことを聞き、私の国民年金の加入手続を行った。その時私は無職だったので、父親が社会保険事務所と市役所に保険料を納めてくれており、そのことは私も承知していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間についてすべて保険料を納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする父親及びその母親の保険料の納付状況をみると、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料を完納していることから、納付意識の高い両親であったと考えられる。

さらに、申立人の父親に申立人の国民年金への加入を勧奨したとする申立人が記憶している者は、当時社会保険事務所の職員であったことが確認できる上、当該職員に聴取したところ、申立人の父親について明確な記憶は無いものの、国民年金の話が出れば過年度納付も含め当然保険料を納付するよう指導していたとしていることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において過年度納付することが可能である上、申立人が当時居住していた市では過年度保険料の納付書についても発行していたとしていることから、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 592

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から同年 11 月まで
申立期間の国民年金保険料の納付についての具体的な記憶は無いが、昭和 44 年度の途中の 4 か月だけが未納となっていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 44 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し国民年金に加入しているが、その切替手続や婚姻に伴う申立期間直後の任意加入への資格変更手続等も適切に実施している上、申立期間前後の国民年金保険料の納付状況をみると、現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から59年12月まで
昭和58年2月に職場を退職した後、時期は不明確だが、社会保険事務所からの連絡を受け、相談に出掛けた。その後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の未納分については、分割で、毎月郵便局で支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月4日に払い出されており、申立人の妻の国民年金手帳記号番号も同日に払い出されていることから、そのころに国民年金への加入手続が行われたと考えられるところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、社会保険庁の記録によると、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度納付されている上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点から判断すると、昭和60年度の保険料についても過年度納付されたものとみられることから、申立人は、当該期間の保険料の納付と申立期間の保険料の納付を錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 594

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から46年3月まで
昭和42年10月に自営業を始めるに当たって、妻が市役所において、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。加入後は、町内の人が毎月集金に来てくれ、二人分の国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月1日に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその妻が所持している国民年金手帳には、同日の発行日が記載されていることから、そのころに国民年金への加入手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、特例納付によるほかは、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、特例納付により納付した形跡も、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人は、申立期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻についても、申立期間は未納となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から43年3月まで
20歳の誕生日前日に区役所において、国民年金の加入手続を行った。その直後に結婚式を挙げたのではっきりと覚えている。女性の方が毎月家に集金に来てくれて、夫の分と二人分の国民年金保険料を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻（昭和41年12月）後の昭和44年5月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、婚姻前に国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の夫の分と一緒に二人分を集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、婚姻後において名字、住所等の変更手続を行った記憶は無く、申立期間について、婚姻前の名字等により調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。このため、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時に遡^{そきゅう}及して国民年金の加入資格が付与されたものと考えられ、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立期間は未加入期間であることから、申立人の夫の保険料と併せて保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年3月まで

申立期間当時に父親が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。父親は既に他界しているため、父親がいつ、どこで加入手続を行ったのか分からないが、電話で私に「国民年金の加入手続をしておいたから」と言っていた。

国民年金保険料は父親が納付していたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親も他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年11月にA市において払い出されているが、申立期間当時、申立人は学生であったため申立期間は国民年金の任意加入期間となり、任意加入期間については^{そきゅう}遡及して加入することができない上、申立人が所持している年金手帳においても、初めて被保険者となった日は3年4月1日と記載されており、申立期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料は納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間のうち平成2年8月31日から3年3月25日までB県C市に住所を異動しているため、当該期間については、通常、A市に居住している申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付することはできない上、申立人は、C市において国民年金の加入手続等を行った記憶は無

く、同市において、申立人が国民年金に加入した形跡も無い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿等を調査しても、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間当時、裁縫仕立の勉強をしながら、家業の手伝いをしてきた。当時、母親から国民年金に入るからと言われ、国民年金保険料については、結婚するまで母親が納付してくれていた。私の家は金銭にゆとりがある家庭だったので、申立期間について保険料を納付していないとは考えられない。再度、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和 40 年 8 月に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立期間について、婚姻前の名字等により調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和 49 年 9 月に申立人に対し特例納付に係る催告を行った旨の記録があることから、その時点で申立期間の国民年金保険料が未納であったと考えられる上、特例納付が行われた形跡も無い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の母親が納付していたとしているが、申立人の母親の国民年金の加入状況をみると、申立人の

母親の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 4 月ごろに払い出され、当該月から国民年金保険料が納付されており、申立人の母親についても、申立期間のうち同年 3 月までは未納となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から同年9月1日まで
A社(現在は、B社)には終戦直後まで在籍していた。C市のD工場が昭和20年4月の空襲で焼失してしまい、E市のF工場の在籍となったが、実際にはG市で飛行機部品の製図を作成していた。終戦となった同年8月25日から月末まで会社の残務整理をし、同年9月になって会社から帰りの切符をもらった。退職の話は会社からは聞いておらず、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社の人事管理業務を行っているH社に照会したところ、当時の社会保険等に係る資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社F工場において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社F工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち申立人の前後に記載されている11人の加入状況をみると、申立人を含む8名が昭和20年7月1日に資格を喪失している上、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとされる同僚2名はいずれも申立人同様にA社F工場において、20年7月1日に資格を喪失し、申立期間については厚生年金保険に未加入となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から同年10月まで
昭和19年4月にA市のB社C工場（現在は、D社）に養成工として入社し、養成工の期間は1か月か2か月であった。その後も継続して勤務していたので厚生年金保険にも加入していると思う。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、B社C工場に関する資料等を保管しているD社の関連会社であるE社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が保管しているB社C工場の厚生年金保険被保険者台帳の厚生年金保険被保険者記号番号F番（昭和19年4月1日資格取得）からG番（同年10月1日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は当時のB社C工場における同僚の氏名等を覚えていないため、社会保険庁が保管している同社の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている昭和19年4月1日及び同年10月1日に被保険者資格を取得した被保険者11人のうち、連絡先が分かった二人に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

中学校を卒業後、A社の前身であるB社へ入社した。その後、A社の関連会社への異動を数回行った。社会保険事務所に年金の相談に行ったところ、A社の記録漏れが見付かった。40 数年間勤務した会社はすべて同社の関連会社ばかりで1か月たりとも途切れたことはなく、厚生年金保険料などの各種保険は控除されていた。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用についてA社に照会したところ、申立人の被保険者資格の喪失に際して同社の不適切な事務処理があった旨の回答が得られた上、同社では、関連会社も含めて厚生年金保険料は翌月に控除しているとしているが、申立人から提出された申立期間直後に異動したC社における平成6年4月分の給与明細書には、厚生年金保険料の控除は無く、事業主が同年3月分の厚生年金保険料を控除していた状況は確認できない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和45年12月2日資格取得、平成6年3月30日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 26 日から同年 9 月 10 日まで

私は、A市の中学校を卒業後、B県のC社に就職したが、目標が自動車修理工だったのでA市に戻り、D社に自動車修理工の見習いとして就職した。その後、昭和 44 年 2 月 28 日に退職するまで働いていた。同社には4人か5人ほど働いていたが同僚の名前は忘れてしまった。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、D社は、昭和 43 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当時被保険者であった5人のうち、申立人を含む4人は申立人と同じ同年2月26日に資格を喪失しており、残る一人は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月26日に資格を喪失している。

また、法務局に照会しても、D社における当時の役員等関係者の連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、D社に昭和 44 年 4 月 28 日まで勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同僚のうち、連絡先が判明した一人に照会したところ、「同社は、昭和 43 年ごろに会社を閉鎖し、従業員は別会社に移ったが、申立人はそのことを知らなかったと思う。」と供述している上、申立人と同様に、同年2月26日に同社の被保険者資格を喪失した4人のうち3人（申立人及び

当該同僚を含む。)は、同社と役員が同一であるE社において同年9月10日に被保険者資格を取得している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 428

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 21 日から同年 6 月 20 日まで

私は昭和 47 年 1 月 24 日に A 社（現在は、B 社）から C 社に出向した。49 年 5 月 20 日に同社への出向が解かれ、同年 5 月 21 日から B 社の勤務となった。社会保険庁の記録によると、B 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が 49 年 6 月 20 日となっているため 1 か月の空白期間がある。私としては継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している申立人の昭和 49 年 6 月分の給与明細書には「健保・厚生年金保険料、住民税の控除は 7 月分で行う。」旨の記載があるものの、同社が保管している同年 7 月分の賃金台帳には 1 か月分の厚生年金保険料のみ控除されており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については確認できない上、同社では当該賃金台帳以外に厚生年金保険料等が控除された精算書類は無いと回答している。

また、社会保険事務所が保管している B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人と連番で記載されている同僚 3 人については、申立人と同様、いずれも資格喪失日は昭和 49 年 5 月 21 日、資格取得日は同年 6 月 20 日となっている上、そのうち一人は申立人と同様の給与明細書を保管しているが、同社が保管している同年 7 月分の賃金台帳には、申立人と同様に 1 か月分の厚生年金保険料のみが控除されている。

さらに、申立人の B 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 49 年 7 月 1 日資格取得、平成 14 年 3 月 31 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。